

Q & A

週休2日促進工事に関して（最終更新日：令和2年9月1日）

○ 対象となる工事について

問1 すべての発注工事を対象とするのか。

(答)

平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事への適用としていますが、地域の実情や当該工事固有の条件（完成時期の制約があるなど）により対応が困難な工事は対象外とすることができる※としています。

※営繕工事における週休2日促進工事の実施について（通知）（平成30年3月20日 国地契第71号、国営管第451号、国営計第120号、国営建技第3号） 別添「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」3. 対象工事より

問2 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」の2. (2) 対象期間（工事着手日から工事完成までの期間）に含まない※こととしています。

※営繕工事における週休2日促進工事の実施について（通知）（平成30年3月20日 国地契第71号、国営管第451号、国営計第120号、国営建技第3号） 別添「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」2. (2) 対象期間より

○ 補正について

問3 土木工事では、週休2日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わない理由如何。

(答)

営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした補正は必要ありません。

問4 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

（答）

現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

○ 補正について（見積単価の取扱い）

問5 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

（答）

週休2日促進工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

○ 計算方法について

問6 週休2日促進工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

（答）

労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

○ 工期設定について

問7 週休2日（現場閉所（現場休息））確保のためには適正な工期設定が必要ではないか。

（答）

今般の週休2日促進工事の通知において余裕期間の積極的活用や「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき適正な工期を設定することとしています。

あわせて、新営工事の場合、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」を参考活用することとしています。

問8 営繕工事において週休2日を原則化すべきではないか。

（答）

国交省が発注する営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等の規定や「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づいて、原則として週休2日を前提とした工期を設定※しています。

※地域の実情等により週休2日の工期設定が困難な工事（災害復旧など工期が限定される工事等）を除く。

問9 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

（答）

受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」の2.（2）対象期間から除外する期間を決定します。